

# 青森県報

第五十五号

令和元年  
九月九日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……一

### 告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……二

○介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……二

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

○公共測量の実施……………(監理課) ……三

### 公 告

○地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三

○右 同……………(西北地域) ……四

### 出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(上北地域) ……四

○右 同……………(同) ……四

## 規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十二号

#### 青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 特定森林再生事業

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、令和元年度分の補助金から適用し、平成三十九年度分までの補助金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 青森県告示第二百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八二	令和 元・七一
須藤医院	平川市柏木町藤山三七の五	元・八一

青森県告示第二百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八二	令和 元・七一

青森県告示第二百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	行 居宅サービス事業所		届 廃止の 年月日	年 廃止 年月日
				名 称	所 在 地		
社会福祉法人大鰐町社会福祉協議会	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原三三七の六	訪問介護	社会福祉法人大鰐町大字蔵館字川原三三七の六	社会福祉法人大鰐町大字蔵館字川原三三七の六	令和 元・七三三	令和 元・八三三	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一石田一二一の	短期入所生活	社会福祉法人伸康会	弘前市大字石渡四丁目一三の七	元・八二八	元・九二〇	

青森県告示第二百九十二号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五号第二号の規定により公示する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の開 設 者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介 護 療 養 型 医 療 施 設 名 称	所 在 地	届 出 日		辞 退 日
					届 出 日	辞 退 日	
医療法人 みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	須藤病院	平川市柏木町藤山三七の五	令和 元・六三七	令和 元・七三三		

青森県告示第二百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつ

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
社会福祉法人 弘前市大字独狐	弘前市大字独狐一丁目一三	介護短期予防生	弘前市大字石渡四丁目一三	令和元年八月二十八日	令和元年九月三十日
会	字石田一二一	4ステイト	の七		

青森県告示第百九十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
黒石市
- 二 測量の種類  
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）
- 三 測量の期間  
令和元年八月十四日から令和二年一月三十一日まで
- 四 測量の地域  
黒石市地内

公

告

地籍調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
弘前市	樋の口一丁目 樋の口二丁目 河原町 駒越町の一部 茜町一丁目 藤代	川面

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤兼建設
- 二 代表者の氏名 小塚千恵子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野内字菊川二四七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一四七三九号
- 五 取消年月日 令和元年八月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和元年八月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤田造園
- 二 氏名 藤田武志
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市中央四の九八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第四〇〇一四一号
- 五 取消年月日 令和元年八月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十一年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年九月九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	塚尾 光男	上北郡七戸町字藤森二〇の七九	令和元・七・二五

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年九月九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	根岸 金雄	三沢市下久保三丁目一の六	令和元・七・二四

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭